

「表紙 共 17 枚」

令和2年7月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和2年8月7日(金曜日) 午前10時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主査 兵頭康之 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希  
主事 太田千誉

## 7 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
  - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
  - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
  - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
  - 第4号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件
  - 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
  - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
  - 第7号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件
  - 第8号 8月調査委員の選任について
  - 第9号 日田市農業委員会小委員会の所属について
- 6 報告
  - 第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について
  - 第2号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件
- 7 その他
  - (2) 6月戸別訪問集計について

(3) 8月現地調査

日 時 8月27日(木) 午前9時

※調査委員のみ

(4) 8月定例総会

日 時 9月8日(火) 午後1時30分 会 場: 7階 大会議室

(5) 行事日程

8月20日(木) 役員会

8月21日(金) 常設審議委員会(大分市)(会長)

8月24日(月) ウーマンアグリネットおおいた総会(別府市)

9月 8日(火) 新任委員研修(大分県農業会議)

(6) その他

- ・「7月分(7月20日以降分) 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・農業委員会公務災害補償制度への加入について
- ・委員証について
- ・各種団体委員等について

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>ただいまより定例総会を開会いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>みなさん、おはようございます。午前中の定例総会は、久しぶりですので最後までよろしく申し上げます。8月3日の日に、大分県から3名の方が日田市農業委員会にお見えになりました。内容としては、農地利用の最適化について、担い手の状況、活動状況についてでございました。日田市の場合をすべて言ってもらいました。令和元年度は農地面積が3,330haでございます。そのうちで県平均が42%に対して日田市は50.5%集積しております。また2番目の担い手の状況ですが、販売農家数1,964戸に対して、担い手が647名、担い手の増加が104名です。担い手の状況ですが、県平均が24%に対して、日田市は32.9%。また3番目の活動状況についてでございますが、県内18市町村の中で活動日数的には5位でございます。以上のことからですね、できることから少しずつ活動をお願いしたいと思っております。以上でございます。</p> <p>それでは議事録署名委員の指名をしたいと思っております。会議規則第17条により議事録署名委員は議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議事録署名委員ですね、8番の飯田隆委員、12番の川津清則委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局の議案訂正ございますか。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>はい、事務局です。本日は議案訂正のほうはございません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査員は、9番の湯浅正徳委員にお願いしたいと思います。それではですね議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件、7件でございます。1ページでございます。調査委員長、一言お願いします。</p>
<p>調査委員 (湯浅正徳)</p>	<p>今月の調査委員をしております湯浅です。7月29日に事務局員と現地を見てまいりました。今回は15件ありまして、その中に3条が7件、4条が2件、5条が3件、5条の変更が1件、別段面積が2件と、計15件を見てまいりました。よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>それでは農地法第3条、これは農地を農地として使うための所有権移転の許可の申請と手続になります。今回は初めての委員さんもおられますので、まずちょっといつもと順番を変えて、チェックシート資料No.1というのをお手元にお配りしているかと思いますが、そちらでまず概要だけ説明させていただきたいと思います。農地法第3条、農地を農地として所有権移転するための許可、農業委員会の許可になりますが、それを受けるためには、こちらのチェックシートに①から⑦の項目がありますが、全ての項目に該当しないということが許可の条件とされております。逆に言うと、この①から⑦に該当しない場合は許可すべきということになります。①からちょっと簡単にご説明いたします。全部効率利用といいまして農地法3条2項1号に定められておりまして、全部耕作と言って、機械の所有状況、家族の従事状況等から見て、農地を効率的に使えないといった場合が該当す</p>

る、許可できないということになります。②が農地所有適格法人以外の法人、農地を所有するためには、どの法人にも所有できるわけではなくて、一定の要件を備えた要件ではないと所有権の取得というのはできないようになっております。簡単に言うと、農業の会社でないと所有権の取得はできないということになります。3番、信託。信託も所有権移転はできない。あと農作業常時従事といひまして、譲受人が農作業の必要がある日数について、農作業に従事するかどうか審査の項目に入ります。そして⑤番、下限面積とありまして、農地を継続的かつ効率的に使うためには、譲り受け側が一定以上の面積がないと許可できないとされておりまして、日田市の場合では下限面積、最低必要な面積が譲り受ける農地も含めて25アールというのを設定をしております。そしてまた特例指定とありますが、空き家バンクというのを使った場合は特例もあります。今日の案件として、空き家バンクの関係もありますので、詳しくはそのときにご説明いたします。そして6番、転貸は禁止されております。そして7番、地域調和。権利の取得により、周辺農地の利用に支障が出るような場合も許可できない。こういった項目を審査していきまして、該当しなければ許可という判断になってまいります。

では、また議案集のほうにお戻りいただいてですね、1ページからまいります。

農地法第3条、今月7件の申請でございました。まず番号27番です。大山町西大山〇、地目が田で面積678㎡、1筆の申請でございます。譲渡人が西大山の〇さん。高齢のために譲りたいということで、譲受人が同じく西大山の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということでございます。農地の場所ですが、大山の中心部、〇、〇ありまして、そのすぐ近くの農地でございます。こちら航空写真でこういった状況の中にごございます。今回の申請の農地がこういった形状をしておりまして、こちらが現地の状況でございます。

続いて28番の案件です。大字庄手の〇、地目が登記地目は田ですが、現況は畑の状況の197㎡、1筆の土地の申請でございます。譲渡人が福岡県大野城市の〇さん、県外居住で管理ができないということで、譲りたいということでございます。譲受人が亀川町の〇さん、譲り受けて農地として利用したいということでございます。場所ですが、〇のすぐ近くの通りを挟んだところにある畑でございます。こういった状況の中にごございまして、今回の土地が細長い土地になっています。現況はこういった状況ですけれども、ここです。青丸二つが、譲受人〇さんが所有して耕作している田んぼです。この奥側が、この間農地転用許可が下りた駐車場になります。ここも全部宅地で畑がこうあってこの田んぼだけがあるということで、宅地と道路に囲まれた土地ということになり

ます。そして譲受人の面積が25aないといけないというのがあるんですけども、特例を使って許可ということになりますので、また後ほどご説明いたします。

続いて、2ページ目をお願いいたします。29番です。大字東有田の○、地目が田で面積が2,625㎡、譲渡人が諸留町の○さん、高齢のために譲りたいということでございます。そして譲受人が日の本町の○さん、譲り受けて規模拡大したいということでございます。場所ですが、○、○がありまして、○のすぐ近くの農地になっております。航空写真で見ますと、こういった状況にありまして、今回の土地の形状が東西にちょっと長めの2反6畝の農地であります。こちら現況の状況であります。かなりちょっと放棄されてて荒れてはいるんですけども、譲受人の井上さんが、きちっと農地として使っていただけたということでございます。

続いて、30番の案件です。前津江町赤石の○、地目が田で面積が1,434㎡、1筆の土地でございます。譲渡人が前津江町赤石の○さん、譲受人が同じく赤石の○さん、○さんの規模縮小で○さんは規模拡大したいということで取引がまとまったものでございます。場所ですが、○から、南側にちょっと進んでいったところの農地が固まってあるところがありまして、その中の一角になります。航空写真で見るとこういった状況にありまして、今回の土地がこういった形状をしております。こちら、現地の状況でございます。

続いて3ページ目をお願いいたします。番号31です。大山町東大山の○ほかで計9筆、合計面積3,215㎡の申請でございます。譲渡人が福岡県太宰府市の○さん。申請地を空き家、元のご実家ですけども、実家と農地をともに譲り渡したいということでございます。そして譲受人が福岡県宗像市の○さん、申請地と空き家を譲り受けて農地を楽しみたいということでございます。場所は大山の小五馬で、近くには○、○がありまして、国道から川を渡ったところに、3か所分かれてここに1筆ここに7筆、残りここに1筆ちょっと3か所分かれてあります。こちら現地の状況、航空写真で見るとこういった状況の中にございます。これが字図で9筆がですね、こういった位置関係で、またこういった形状であります。こちらが、まず○、梅林です。こちらが○と○、柿とかビワとかですね。○、○、○、○と○、最後○、以上9筆です。ちょっとご説明いたします。譲受人の○さんですね、宗像市に在住なんですけれども、以前から農業への憧れがあったということで、今回、○さんのご実家と農地を、一体的に譲り受けます。面積3,215㎡、3反2畝ありますけれども、営農計画の内訳としては、イモ、カボチャを1反6畝ほど梅を690㎡、アンズ、ユズ、ビワ、タマネギ等で計画をされております。現在、しそが栽



培されている土地が2筆ありましたが、ここは今回の作付までということで、その方もその農地をもう使わないということで、○さんのほうは、イモ、カボチャ等を計画されております。○さんですね、今回は日田市への移住ではありません。ご家族を説得中ということであるんですけど今のところ移住は難しく、ご住所は宗像に置いたままということになります。ただし、天瀬のほうにもですね、別荘を持っておりまして、週に2日以上は、日田市にいられて農作業を楽しんでいきたいということでございます。そして、今現在も年金生活されておられて、あと次男の方、奥さんも含めて3名で農作業は十分可能であり、時間的制約もないということでございました。県外居住の方による新規の就農ということになりますけれども、まず農地法第3条の許可要件においてですね、通作距離、家が遠い人はだめですという制限はありません。そしてまた譲受人が耕作が行えるかどうかというのですね、いたずらに厳しい運用をすることがないように留意することとされております。7月21日に、○さん○さん、譲受人譲渡人で面談を行いました。農業を非常に○さんは楽しみにされておられて、耕作の確実性、確実に耕作していただけてということも十分に見込まれますので、大丈夫かと考えております。そしてあと自然農法に取り組みたいということをおっしゃっていただきましたので、ちょっと心配になったのですが、くれぐれも雑草を増やさないように、周囲に迷惑がかからないよう、くれぐれもということをお願いしております。こちらが31番の案件でございます。

続いて32番です。大字西有田の○と○、計2筆の申請で合計面積が2,278㎡でございます。譲渡人が日の本町の○さん、自宅から距離があり譲りたいということです。そして譲受人が三ノ宮町1丁目、○さん。申請地は自宅にも近く譲り受けで規模拡大したいということでございます。場所ですが、○から、○のほうに上がっていく道ではないほうの下の道を、集落側を進んだところに2か所に分かれております。こちら航空写真で見た状況で、字図で見ると、1つがこういった形状、もう1筆がこういった細長い畑になっております。まず手前側の水田です。こちらが譲受人のご自宅となっております。こちらが、もう1筆の畑で銀杏と梅等を栽培してありますが、譲受人は今後栗を栽培していきたいということでございました。

続いて議案集の4ページ目をお願いいたします。番号33です。大字小迫の○、地目が畑で面積578㎡、1筆の申請でございます。譲渡人は○さん、小迫町の方で申請地を譲りたいということで、譲受人が玖珠町の○さん、申請地を譲り受けて農地として利用したいということでございます。息子さんが、後ほど5条申請のほうで

<p>調査委員 (湯浅正徳) 事務局 (兵頭康之)</p>	<p>上がってきますけど、息子さんがこの土地の隣に家を建てる予定にされております。そして〇様ご自身も日田に、その家に移ってくるという予定でございます。場所ですが、日田三隈高から朝日ヶ丘をぐっと上がっていきまして、もう1番奥のほうにですね、住宅街がありますけれども、住宅街の中の農地になっております。こういった状況が航空写真で、今回の土地がこういった形状で、今回1筆を分筆したこちらに息子さんが家を建てる予定であります。こちらが現況の状況でございます。〇さんは栗を植えて農地として使っていきたいということでございます。</p> <p>3条については、以上7件の申請でございました。ここで、現地調査にご同行いただきました湯浅委員さんにご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>私が見た限りでは、特に問題はないと思っております。以上です。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートのほう再度説明させていただきます。お手元の資料No.1をごらんいただきたいと思っております。農地法第3条の許可の審査に当たっては、このチェックシートの項目に該当しないということが許可の条件とされております。今月の7件の申請に関しては、基本的には全て該当しないになっておりますが、1件だけ、番号28です。先ほどちょっと申し上げましたが、番号28、議案集で言いますと、1ページになりますが、〇さんから〇さんへの所有権移転の案件、こちらだけ下限⑤の下限面積ここがですね、該当するになってきます。といいますのが、現在、〇さんの耕作面積2反1畝と84㎡、今回取得する農地197㎡、合わせても、25アール、2反5畝に達しませんので、基本的には許可できない、原則としては許可できないという案件になります。ただし例外規定該当と書いておりますが、同じ資料No.1の3ページをごらんください。下限面積の要件を満たさない場合については、例外規定が農地法施行令の中で設けられており、それに該当する場合というのが11パターン定められております。そのうち、今回1番下の11に該当します。この内容が、位置、面積、形状等からみて、隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作または養畜の事</p>
-------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>3 番 (横田秀喜)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>業に供している者が権利を取得する場合は、例外的に許可できるということが定められております。今回の土地は、周りが宅地に囲まれた農地でありまして、ここを農地として使うのはこの持ち主の〇さん以外は困難であると認められますので、この例外規定に合致すると考えております。その他の案件については現地調査及び書類審査においてですね、チェックシートの項目には該当しない、つまりは許可すべきであるということで確認をしております。以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。事務局のですね、報告にあるように、許可相当との結論でございますが、皆さん方の中から何かあればご発言いただきます。ありませんか。 横田委員どうぞ。</p> <p>番号27番ですが、7月20日過ぎに譲受人から相談を受けまして、譲渡人が高齢化で5年前からもう米作りをしてないということで、5年前から譲受人が3年間、米作りをしてきた。ここ2年間はこういうように草切だけはやってきたんで、もうやめようかということをお話をしてたら、譲渡人のほうがもう全部買ってくださいということで、譲受人のほうが買うようにしたということで、この案件につきましては耕作放棄地になるもう寸前の土地でございましたので、譲受人が梅から米づくりをやっていくということで、委員皆様のご理解をいただきたいと思っております。以上です。</p> <p>ありがとうございました。ほかに何かございますか。</p> <p>ないですかね。なかったら、この件につきましては、別紙のチェックシートのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p>
-------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり、許可決定いたしました。次に引き続きまして、議案第2号4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局、お願いいたします。</p> <p>私のほうから議案第2号農地法4条について説明いたします。その前にですね、今回改選されて初めての総会ということで、若干ですけれども農地区分等の説明をしたいと思います。資料No.1の15ページをごらんください。農地転用許可制度の概要ということで、載せてありますが、真ん中の四角のカッコの中に農地区分ということで5つ上がっています。日田市には甲種農地がありませんので、実質日田市にあるのは4つの農地区分となります。それで、1番上が農用地区域内農地ということで、担当は農業振興課ですが、市が農業振興地域整備計画の中で、農用地として定められた区域を農用地区域内農地というふうに判断しております。次が第1種農地ですが、集団農地10ha以上と書いてありますが、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域の中にある農地と、公共投資、圃場整備等をされた農地につきましては、1種農地ということで判断しております。ちょっと2種は飛ばしまして、3種ですが、都市計画法のいちばん主なものですが、都市計画法の用途地域に定められたところというのが3種農地になります。3種農地は、ほかにも例えば振興局からおおよそ300メートル以内、鉄道の駅から300メートル以内、ほかにも幾つかありますが、いちばん主なものとしては都市計画法の用途地域に入っているものというのが3種農地ですね。それら三つ、農用地区域内農地、第1種農地、第3種農地に該当しないものが第2種農地という区分になります。隣に立地基準が載っていますが、農用地区域内農地と第1種農地は原則不許可ということになっております。これは例外規定がありますので、もし申請で上がっている場合にはまた、なぜそうなるのかということとは説明いたします。飛ばしまして3種農地のほうは原則許可ということになっておまして、第2種農地のほうは、こちらには第3種農地に立地困難な場合等に許可ということになっておりますが、転用目的がこの農地でなければ達成できないという場合には許可できるというふうになっておりま</p>
----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

す。あと、3条と同じくチェックシートというのがございまして、4条が4ページと5ページになっておりますが、これらの項目に該当しないことが許可の条件というふうにはなっております。全部で16項目あります。チェックシートの4ページの左端のほうに立地基準1番と2番っていうのがありますが、先ほど説明した農用地区域内農地や、1種農地に該当するかしないか、農地区分が何になるかというのを記入しております。3番が一般基準ということで資力及び信用があると認められない、ということで転用目的を達成するための自己資金や、融資を受けるときは融資証明等を添付していただくようになっておりますので、そういう信用があるというものでなければならないとなっております。4番が申請地に転用行為の妨げになる権利を有する者がある場合その同意がない、ということで、地上権や小作権とか入ってる場合にはそういう方の同意を取るとかいうことになりません。5番が同じく一般基準ですが、許可を受けた後、おおむね1年以内に申請地を申請に係るも用途に供することが確実と認められないということで、おおむね1年で、転用は完了していただくようになっております。1年超える場合には、事業計画を出していただいて明確にしている場合は許可見込みがあるということになります。6番が土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させる恐れがある。7番が農業用排水施設、農道ため池その他農業用施設に支障を及ぼす恐れがある場合ということで、8番が位置からみて集団的に存在する農地を蚕食分断する恐れがある。9番が周辺農地の日照通風等に支障を及ぼす恐れがある。10番が周辺農地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがある。ページが変わり5ページを見ていただくと、11番にあります、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において処分される見込みがないということで、下に主なものを書いています、開発面積が1,000㎡以上の場合、市の開発、日田市環境保全条例というのがありまして、開発協議が必要ということでそういう許可書等を添付するようになっております。12番が一体的利用に供する農地以外、土地の利用の見込みがないということですが、ちょっとわかりにくいんですが、農地とあわせて農地以外の土地を利用する場合には、その土地が申請目的に利用できるかどうかということも審査するというようになっております。13番が計画面積が妥当でない、広過ぎたり狭過ぎたりとかですね、申請した農地に何も使っていない農地があるとかいうことになるとちょっと広過ぎるのではないかとということで妥当でないということになります。14番が宅地造成のみの目的の場合において、事業後に施設の立地が確実でないというのは、造成のみというのは転用目的では認められておらず、造成して家を建てるとか建物を建てるというところ

までで転用ということになっております。下に丸で書いてありますけれども、都市計画の用途地域に定めてある場合は造成のみの申請が許可できるようになっております。主なものは宅地分譲用地とかですね、そういうものについては許可ができるようになっております。15番と16番は一時転用の場合です。15番が一時転用の場合、一時的な利用と認められないという場合です。16番が一時転用の場合、利用後にその土地の耕作の目的に供されることが確実と認められない。一時的に転用するものですので、利用が終わりましたらまた農地として使うということが認められないと、許可ができないということになります。こちらの16項目に全て該当しないということが許可の条件となっております。これらが審査の項目となっております。

それでは、議案集の5ページ、農地法4条の説明に入らせていただきます。農地法4条は今月2件ございます。4条は土地の所有者が農地を農地以外のものにする場合、許可を受けるために申請するものです。

議案集の5ページの26番です。大山町の東大山〇、台帳地目は田、現況地目は宅地の370㎡の第1種農地です。こちらは第1種農地になりますが、後ほどチェックシートの時にどうして許可見込みがあるかという説明はいたします。申請人は福岡県太宰府市の〇さんで、申請理由は農業用施設用地、なめこ培養倉庫となっております。場所ですが、前のパワーポイントの中にですね、先ほど〇などがあるんですけども、先ほど3条で、このあたりに数筆出てたかと思いますが、そちらの近くの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております、この周りが3条で出てたかと思いますが、こちらが現況の写真で、こちらは許可を受けてなかったんですが、もう既に倉庫が建ってる状態で、この場合は許可を受けずに建ててしまったということで、始末書を徴取する予定です。

続きます、27番の案件です。天瀬町塚田の〇と3の2筆で台帳地目は田、現況は畑の2筆合わせて927㎡。こちらが農用地区域内農地の用途が農業用施設用地となっている農地です。申請人が天瀬町塚田の〇さんで、申請理由が農業用施設用地、牛舎でございます。場所のほうですが、〇の近くで県道天瀬阿蘇線がありますが、その道沿いにあります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。今こちらに既に〇さんの牛舎が建っており、規模拡大でこちらも転用したいということで申請が出ております。県道側から撮りましたが、奥に見えるのが〇さんの現在の牛舎で、こちらの手前に規模拡大したいということで申請をしております。近くから、牛舎側から見てこういう状態になっております。

<p>調査委員 (湯浅正徳) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>4条が以上2件で、ここで現地調査にご同行いただいた湯浅委員に一言いただきたいと思います。</p> <p>私が見た限りでは、特に問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございます。それでは再度チェックシート資料No.1の4ページと5ページですが、先ほど説明しましたが、この項目に全て該当しないということが許可の条件となっておりますが、2件とも最初の立地基準で該当するとなっております。それにつきましては、同じく資料No.1の14ページの農用地区域内農地、第1種農地の不許可の例外一覧をごらんください。26番につきましては第1種農地ですが、3番、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に該当し、27番は、農用地区域内農地ですが、②番の農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当しますので、例外的に許可見込みがあるということになっております。私のほうは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。事務局の説明どおりですね、26番が追認による始末書ということでございます。27番はそのまま許可相当ということでございますが、何か質問のある方おられますか。</p> <p>江藤委員どうぞ。</p>
<p>4 番 (江藤義幸)</p>	<p>4番の江藤です。26番の件ですが、〇さんは無職でございまして、許可を受けていなかったということは前からこの施設はあったということですね。この施設は今動いているのでしょうか。動いていて、何年前から動いていて、なぜ〇さんが無職なのにこれを申請したのかちょっと教えてもらいますか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>はい、建築されたのは58年頃ということでありまして。この施設は今、人に貸してるようで動いているのは動いてるようです。なぜ今頃許可を受ける、ということだと思っておりますが、こちらを売買するという話が上がっておりまして、そのために地目を整理しているというふう聞いております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>関連ですか。横田委員、お願いします。</p>
<p>3 番 (横田秀喜)</p>	<p>今の26番の関係ですが、元々、エノキ、なめこの栽培施設というのは、なめこというのは農業所得の対象ではありません。林業用の所得ということで、熊本国税局から指摘をされて、林業用施設なので農地に作るということだめだということ指摘を受けましたが、大山の地域振興上、エノキ、なめこの施設を導入した関係で、町のほうが農業用施設ということで、農地にえのき施設、なめこ施設を導入した経緯がございますので、大山のエノキ、なめこの施設につきましては、こういう事態が売買の時点です、出てくるのではないかと思います、決して本人、今の〇さんについては、本人がいなかったのではわからないと思いますが、前の持ち主さんがそういう形で、まあ、ちょうど49年ごろからエノキ茸、なめこ茸の農業振興を図ってきた関係で、大山の施設についてはこうした事態が出てくるということをご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>4 番 (江藤義幸)</p>	<p>本人は持ち主というだけで、貸しているのですか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>貸していると聞いております。正式に言うと、この方がされていたわけではなくて、その方のお父さんかおじいさんが58年にされて、この方はですね平成9年に相続をされておまして、県外居住でもありますので、こちらにいらっしゃらないということで、今回地目を整理されているようです。</p>
<p>4 番 (江藤義幸)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに、どなたかございませんか。</p>



	<p>今までも、前もですね、こういう感じの大山農業振興の関係でですね、そういう手続されたことがございまして、そのときも追認で始末書をいただいておりますので、今回も始末書をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。</p> <p>(ありませんの声)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>なかったら、この件につきまして別紙のチェックシートのおおりに、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のおおりに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号です。農地法第5条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局お願いいたします。</p> <p>事務局 (田中さおり)</p> <p>議案第3号農地法の第5条について説明いたします。今月3件でございます。5条につきましては、先ほどの4条と同じく農地を農地以外のものにするということは一緒ですが、譲り受けるか借りるとかですね、別の方が転用される場合に、転用される場合に許可を受けるために申請したものです。</p> <p>議案集の6ページ37番になります。大字西有田の〇、台帳現況地目が畑の127㎡の第2種農地です。譲渡人が福岡県小郡市の〇さん、譲受人が石松町の〇さんで申請理由がパークゴルフ練習場用地でございます。パークゴルフというのは私も初めて聞きましたので、少し補足で説明いたしますと、昭和58年に北海道で生まれたス</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ポーツのようでございまして、ゴルフと同じようにクラブでボールを打ってカップインするまでの数を競うスポーツだそうです。こちらの譲受人が、日田のパークゴルフクラブに所属していますが、日田には練習場がないということで今回この農地を譲り受けて練習場にしたいということで申請が出ております。場所のほうですが、西有田で○さんや○のところからちょっと北へ行ったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図ですが、譲受人さんのご自宅がこちらで、ここが申請地ですのでご自宅の前を練習場にしたいということで申請が出ております。こちらが現況の写真となっております。

続きますして38番です。大字小迫の○で台帳現況地目は畑の498㎡の第3種農地です。譲渡人が小迫町の○さん、譲受人が玖珠郡玖珠町の○さん、申請理由が一般住宅用地でございまして。場所のほうですが、小迫の朝日ヶ丘球場のところから北に行つて○がありますが、そこからちょっと行ったところですが、先ほど3条で出た案件のすぐ横の農地になります。こちらが航空写真でこちらが字図です。先ほど3条で出た案件がこちらになります。こちらが現況の写真でこちらに住宅を建てたいということで申請が出ております。

続きますして、ページが7ページになります。番号が39番で、日田市大字上野の○、台帳現況地目が田の308㎡、こちらの譲渡人が田島2丁目の○さん。もう1筆ありまして○、台帳現況地目が田の661㎡のこちらも第3種農地で譲渡人が大和町の○さんで、譲受人は清岸寺町の○さんで申請理由が倉庫及び資材置場用地でございまして。場所のほうですが、上野の日田バイパスがありまして、○のところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、こちらに受注量が増加したため、こちらに倉庫を建てて中に部品等を置くのですが、その周りに砂や碎石やそういう資材も置く用地として利用したいということで申請が出ております。

以上3件が5条の申請になりますが、ここで現地調査にご同行いただいた湯浅委員に一言いただきたいと思ひます。

この件につきましても、別に問題はないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

調査委員  
(湯浅正徳)

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>ありがとうございます。それではチェックシートについて説明いたします。5条の分が6ページと7ページになります。項目は4条と同じで、全てが該当しないということが許可の条件ということになっておりますが、こちらの3件は書類審査、現地調査で全て該当しないことを確認しております。私のほうからは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題がないということでございますが、みなさんの中で何かあればご発言ください。ありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なかったら、この件につきまして別紙のチェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。全員賛成です。ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。事務局、お願いします。</p> <p>議案第4号、農地法5条の事業計画変更について説明いたします。こちらは一度許可を受けていますが、内容計画が変更になったために、もう一度申請したものです。議案書8ページの2番の案件で、大字高瀬の〇、台帳地目は田の402㎡で、当初の計画者が大分市の〇さんと〇さんで持ち分2分の1ずつということで、申請理由が</p>

<p>調査委員 (湯浅正徳) 事務局 (田中さおり) 議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>一般住宅用地、こちらに住宅を建てて住みたいということで、申請が出ておまして、こちらのほうはですね、ことしの5月27日に許可が出ております。場所等の変わりはないのですが、申請人が以前は持ち分2分の1で、もともとの所有者はおばあちゃんですが、おばあちゃんが孫夫婦に持ち分2分の1ずつ贈与するということにしてありましたが、今回はお孫さんの○さんだけに譲りたいということで申請が出たものです。場所のほうですが、近くに○や○のちょっと南になる場所になります。こちらが航空写真でこちらが字図になります。こちらが現況の写真ですが、一応、5月に許可が出ておりますので、工事には着工し始めたところです。今回こういう申請が出ましたので、今は工事を止めてもらっている状態ではあります、基礎部分ができている状態です。今回、2人から1人になるので、変更申請ということで出されております。</p> <p>ここで現地調査にご同行いただいた湯浅委員に一言いただきたいと思っております。</p> <p>この件はですね、2名が1人になるということですが、別に問題はないと思っております。</p> <p>ありがとうございます。私のほうからは以上です。</p> <p>ありがとうございます。議案第4号農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、問題がないような意向でございますが、みなさん方の中で何かあればご発言いただきます。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、この議案第4号、計画変更申請の件は許可したいと思います。</p> <p>調査委員長さんこれで終わりですので、何か一言お願いします。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>調査委員 (湯浅正徳)</p>	<p>今度で新しい年度に変わりました初めての現地調査でしたが、1人で行ってまいりました。今までは2名ないし3名ということで、お互い話しながらでしたが、今回は1人だったのですが、別に問題はなかったのですが、また、時間的にも15件はありましたけど、思ったより早く終わりました。本当にありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大変お疲れさまでございました。続きまして、9ページですね、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございますが、事務局のほうに、少し説明をいただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>議案第5号の農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農地利用集積計画について、今回委員さんが代わられましたので、若干補足で説明したいと思います。こちらはですね、この法律農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて、農地の貸し借りをするものでありまして、市が農用地利用集積計画と言って、これらの契約をまとめたものを公告することによって効果が発生するものになっております。契約の始期が18日が多いのですが、公告日が毎月基本18日となっているため、その関係で18日になっているものが多くなっております。簡単に説明しますと、9ページが議案5号ですが、貸し手と借り手の下に新規というのがありますが、これは初めて農地の相手と貸し借りをするというものであります。12ページについては、再設定となっておりますが、こちらは1回契約して契約期間が終わったのですが、また同じ相手と同じように契約を結ぶという申請が出たものです。21ページには中間管理事業という事業が出てきますが、こちらは借り手が大分県農業農村振興公社となっておりますが、こちらが中間的受け皿になって農地の集積集約を進める事業となっております、農業農村振興公社が土地の所有者から借りて、別の方に貸すということになっております。その貸す方は県の審査となっておりますので、議案のほうには土地の所有者から公社が借りるという形が議案になっております。ちょっとややこしくなりますが、24ページに一括方式というのが出ておりますが、こちらは昨年に法改正がありまして、こちらの議案に上げる前に県知事の同意を受けると、こういう形で公社から貸す方の分も一緒に議案に載せることで、1か月短縮されます。通常、中間管理事業は契約開始まで4か月ほどかかりますが、こちらの一括方式をとると、1か</p>

月短縮できるような形になっておりまして、もともとの制度と選択制にはなりますが、急がれる方は1か月こちらのほうが早くなります。25ページが解約というふうになっておりますが、こちらは利用権を結んでいた方が双方合意して解約しますというような申請になっております。3、4、5条と同じように、こちらチェックシートがございまして、資料No.1の8ページからこちらのチェックシートとなっており、審査の項目が大きく5つございます。1番が基本構想との適合基本構想に適合するものであることとなっておりますが、こちらは農業振興課のほうですね、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想というのを策定してありまして、その内容に沿っているかということと、2番が備えるべき要件ということで、イが耕作又は養畜の事業に供すべき農用地、開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められることで、ロが耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることです。3番目が、常時従事条件ということで2つあり、1つ目がその者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることで、もう1つがその者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められることとなっております。4番目が同意ですね、前項第2号の規定する土地ごとに同項第1項に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又はその他の使用並びに収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得られること。5番目が、項目は3つあり、1つ目がその者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。2つ目が、混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。3番目が農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められることということで、この項目、大きく5つありますが、これを全て適にマルがつくということが承認の条件となっております。私のほうからは以上です。

議長  
(石井照久)

ありがとうございました。議案第5号につきまして説明は終わりましたが、この中で議事参与の方が3名おられます。○番の○委員、○番○委員、○番○委員の退出をお願いします。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(○委員、○委員、○委員 退席)</p> <p>先にこの3件を審議したいと思います。議案第5号の審議をしたいと思います。○ページ、ナンバー○、○ページから○ページ、ナンバー○から○、11件ございます。○ページ、ナンバー○、この3件について審議したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(○委員、○委員、○委員 着席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、残りの案件について審議をお願いしたいと思います。各委員さん方のエリア内の中ですね、ご確認をお願いしたいと思います。問題があれば挙手をしてご発言願いたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、26ページですね、議案第6号、現況証明非農地証明書の発行について1件でございます。事務局、お願いします。</p>

事務局  
(太郎良悠希)

議案26ページ、議案第6号現況証明書非農地証明書の発行についてです。まずはこの証明書がこういったものなのかについてですが、平たく申し上げるとその土地が農地ではないことの証明ということになります。発行するには県が設けております基準がございまして、被災しているために農地として残すことが難しい農地であったり、荒れ果ててしまって、雑木林や竹林になっている場合、また周囲の状況から見て農地として継続利用が難しい場合、例えば進入路がない機械が入れられないといった場合、がございまして。また、転用許可を受けて、例えば家を建てる許可を受けて家を建てました。ただ、登記地目を変えないまま、許可書をなくしてしまった場合などにも、その場所に家がきちんと許可を受けて建ってますよ、ということで証明を出すことができます。また、そもそも転用許可が要らない分、許可不要要件というのがございまして、そういった場合にも発行することができるものになっております。

こちらにつきまして、今月は1件申請がございました。番号15、大字三和〇番地で、地目は台帳が田、現況が原野、面積が2,924㎡です。申請人は清水町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4の周囲の状況から見て農地に復元しても継続的に利用することができないと見込まれる土地で、違反転用などではない土地に該当するものです。スライドで場所の説明をいたします。近くには〇がございまして、そこから山田原のほうに上っていくときにちょっと山手のほうに入って行った赤く丸をしているところです。この赤いところを拡大した航空写真、このようになっております。赤く囲んでいるところです。この字図がこのような形になっております。現況の写真、このようになっております。赤くしているところが対象の土地ですが、周りの草の伸び方とは若干違っているので、写真で見るときれいなように見えるかとは思いますが、この土地自体が湿地のように結構水が入っておりまして、1年ほど相談を受けている間、観察をしておりましたが、特に手入れしていないけどもこのような状態、生えてくるのは水草ばかりということで、背丈が高い草とか生えてこないような土地ということになっております。また、獣害もひどくてですね、こういったふうなイノシシか何かが入ったところが、土地の中、至るところにございまして、およそ3,000㎡ほどの広い土地ではございまして、進入路が確保できないようなところですので、継続して農地として利用するのは難しいのではないかなと思っております。こちらの件につきまして、地区ご担当の諫山委員からご意見をいただきたいと思っております。



<p>農地委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です、先月の22日に現地を確認に行きまして、その前に〇さんのほうからちょっと相談を受けて一緒に現地を見に行きました。今さっき言われたように湿地帯でもありますし、そもそもが進入路がない。これまでは手前の畑から入れてもらっていたのが、そこがもう先に荒れてしまって、実際今は進入路がなく、農地として、耕作するにはもう全然できないということで、相談を受けましたので、見た感じ見た目草が少ないので、そうでもないように見えるんですけど、実際はもう農地としては無理かなという判断をしましたので、よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希) 議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。何かこの件に関して質問等ございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、議案第6号、現況証明書発行について非農地証明を発行したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第7号、27ページですね、別段面積1a等の適用指定申請の件、2件でございます。事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>別段面積、1a等適用指定、今月2件です。内容をちょっと説明いたします。農地を農地として取得するためには3条許可が必要ですが、3条許可につきましては、譲受人側の耕作面積が25a以上、2反5畝以上ないと、できないということになっております。そういった規定があるのは、まず法律のほうでですね、譲り受け側に一定以上の規模がないと、農地を効率的かつ安定的に使っていけないという判断でそういった規定が設けられておまして、法律のほうでは50a、5反となっております。その5反を地域の実情に応じて、下げていくこ</p>

とは可能ということで、日田市では25aです。というのが区域内の農業経営者の4割程度が大体25a未満であるという算段ができて、そういった部分はして良い、50aを25aまで下げて良いという規定がありますので、それに基づいて25aを設定しております。それと最近ですね、移住政策、日田市もですが、全国的に一生懸命やっております、空き家と農地を一体的に取得するような場合は、こういったこの議案第7号にある別段面積1a等、この1a等のなどはもう1aでも何でもいいよという意味で、もう下限面積がないという意味になりますが、空き家等を使って空き家と一体的に取得するような場合は、さらに緩和できるといった規定がございまして、日田市でもその制度を平成29年度に設けて運用を行っております。最近申請も増えてきているという状況でございます。制度の概要ですが、資料No.1チェックシート、何回も今日は使っておりますが、資料No.1の最後のページに載せておりますので、まずこちらで説明いたします。取得する人の面積は問わないということで、まず適用するための流れですが、最初に農地の所有者、空き家の所有者でもありますが、日田市空き家バンクというところ、ひた暮らし推進室が所管しておりますけれども、そちらに空き家を登録します。一方、買い受け希望者、農地を買いたい人は、日田市空き家バンクに利用登録を行います。その後、農地の所有者は、希望者が決まった段階で別段面積の適用指定申請書を農業委員会に提出するとなっております。その後、農業委員会は申請のあった農地の現地調査及び総会審議、今日行っただきます総会審議をして指定するか否かを決定していただくということになります。この中で地元委員さんは現地確認等を行って事務局と協議をして総会で1筆ごとに審議して判断するということになっております。総会の中での適用する指定するかどうかの目安も定めておまして、囲んでおります中の①から⑦です。まずは①、②がですね、空き家バンクに買う方も売る方も登録していること、という意味です。③空き家と農地をともに買う受けする予定があることで、移住であるかどうかは問わないとしております。その農地が不耕作地であるかまたは耕作の継続が見込めない。今、近所のばあちゃんが作っているけれども、あまり長くは見込めないとかですね、そういった場合、この農地を早く何とかしないとイケないという場合であるというのが④です。続いて⑤、小規模での取得を認めても、周辺の営農に支障が出ない農地であること。例えば、圃場整備した農地の真ん中とかですね、あるいは集落営農を一生懸命やっていると、小さい面積を取得されると支障が出るという心配があるような場合は指定しないという考えにしております。そして⑥、申請農地への通作距離が耕作可能な範囲にあること。その他、特に問題がないこと。

この7つの項目を鑑みて指定をしております。その後、総会で指定して良しとなれば、農地の所有者に指定されましたということで通知をして、その後、農地の所有者と買い受け希望者が農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出するという流れになります。農地法3条許可の前さばきと言いますか、そういった位置づけになります。

今月2件ありますので、案件の説明をいたします。まず今年、年明けて4つ目の申請になります。前津江赤石の〇と〇、2筆いずれも畑で合計面積が704㎡あります。申請者が城町2丁目の〇さんです。買受したい人が面積が足りない。ただし空き家バンクを使った取引なので、特例の適用を受けたいということで申請があったものです。空き家の所在地は〇ということで、この2つの農地のすぐ近くにありまして、場所が前津江の赤石で近くに〇がございまして、航空写真で見ますと、こういった状況の中でありまして、申請地が2つ、1筆2筆ありまして、ちょうど近く、まん真ん中に空き家がここ、青丸になります。まず〇、これが大きい方、610㎡の方で、ここが空き家になります。続いて〇、こういった状況でございまして、どちらも野菜畑で買い受け希望者は春日市の〇さんということで予定されております。ちなみにこちらの土地については、ちょっと前の総会で一度適用指定を受けましたが、一つが買う人が変わりました。ほかの方が買う予定だったのですが〇さんに変更されたのと、もう一つ、売買する農地が1筆加わりました。それで今回再度総会で審議をお願いするところでございまして。

今月もう1件ございまして、番号5番のほうです。天瀬町塚田の〇、畑の432㎡、1筆の申請でございまして。申請者が畑の持ち主さん、東町1丁目、〇さんです。こちらも、買い受け者が決まったけど、面積が足りないので、面積要件緩和の特例を受けたいということでの申請でございまして。空き家の所在地が塚田〇ということで、畑のすぐ隣の家になります。場所が〇の近くの集落内になります。こういった状況の中でありまして、今回の譲り受け、譲り渡したい農地がこちら、空き家がこういった状況です。空き家と言いましたが、もう既に譲受人、一瀬さんという方がもう移り住んでおりまして、家の横の畑を使いたいということで、適用申請を受けた後は来月再来月ぐらいの申請で、また3条申請が上がってくるという流れになります。

今回2件の申請です。適用指定の目安を定めておりますが、目安に沿って考えても適用して良いという案件であるということで考えております。以上でございまして。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。日田市空き家バンクに登録済みの物件に付随した農地ということでございます。何か質問がある方は、佐藤委員どうぞ。</p>
<p>農地委員 (佐藤 学) 事務局 (兵頭康之)</p>	<p>これは住民票を異動する必要があるのでしょうか。</p> <p>住民票を異動してから申請じゃないといけないかというご質問かと思うのですがけれども、結論から言うと、住民票がなくても大丈夫です。というのが住民票を変えるのが後になったり、家に引っ越す後になったりする場合も多々あるかと思うので、この申請あるいは指定に関して、移り住むこと、あるいは住民票の異動というのは後でも構いません。それよりもそうですね、移住じゃなくても良いというのもありますので、移住を基本とするが移住は必須要件ではないということで考えていただきたいと思います。</p>
<p>農地委員 (佐藤 学) 事務局 (兵頭康之)</p>	<p>ということは、別荘みたいな使い方もありうるということですね。</p> <p>別荘でも耕作が可能であれば継続していくことについて確実性が見込まれるのであれば、別荘とかでも可能ですよということで考えております。</p>
<p>農地委員 (佐藤 学) 事務局 (兵頭康之)</p>	<p>事前に自治会のほうに報告とかいうことは必要ないのですか。</p> <p>手続上必須ではないですが、地域によってはそのようなことをしたほうがスムーズに行く場合もあろうかと思うので、その辺は申請者の判断ですが、していただいたほうが良い場合もあるかと思います。手続上必須ではないです。</p>

<p>農地委員 (佐藤 学) 事務局 (兵頭康之)</p>	<p>問題が起きそうな気がするのですが、それはもう農業委員会の仕事ではないですよ。</p> <p>そうですね、そこまでは地域の人とうまくやってくださいねというのは重々言うのですけれども、自治会長との協議が進んだかとか、そこまではなかなか難しいと考えております。</p>
<p>農地委員 (佐藤 学) 事務局 (兵頭康之)</p>	<p>2件は自治会には報告してないので、どなたが来るかも自治会は知らないということですよ。</p> <p>そうですね、自治会との今の段階では買う人の名前までしか名前と住所までしかわかってない段階になります。必要に応じて面積が広がったりすると、買い受け者と面談したりすることもあるのですけれども、今回はちょっと面積も小さいし、またもう既に住んでいるということで1人の方ですね、ありますので、そこまでは考えていないところであります。</p>
<p>農地委員 (佐藤 学) 議 長 (石井照久)</p>	<p>はいわかりました。</p> <p>はい、ほかに何かございませんか。なければ指定通知を出したいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第8号、8月調査委員の選任について。28ページですね、私のほうから指名してよろしいでしょうか。</p> <p>それではですね、8月の調査委員は、3番横田秀喜委員、4番江藤義幸委員、5番左原三枝子委員にお願いしたいと思います。調査委員長は、4番の江藤義幸委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第9号、日田市農業委員会小委員会の所属についてでございます。事務局お願いいたします。</p>

事務局  
(棕本富夫)

はい、議案第9号についてですね、日田市農業委員会、小委員会の所属についてということで上程させていただいております。この小委員会についてはですね、日田市農業委員会小委員会設置要綱というのを定められておまして、委員長のほうは、会長及び副会長をもってですね、充てる。それから、副委員長は2名ずつそれぞれの委員会のほうで互選した方をもって充てるという形になっております。小委員会の編成のほうは、3年前の新しい制度が始まって、この2つの小委員会を設けております。1つ目が農地集積対策小委員会、もう1つが耕作放棄地対策小委員会ということでございます。それぞれ、19名でございますので、農地集積対策小委員会のほうには、委員長含めて10名、それから耕作放棄地対策小委員会のほうには9名っていう割り振りですね、お願いしたいところなんですけど、基本方針と活動を項目についてはですね、こちらに表示しているとおりでそれぞれを担当の職員をですね、配置させていただいて、もし農業委員会のほうでですね、審議の付託をされましたら、必要に応じて小委員会を開催していただくっていうものでございます。それでこの場でですね、話し合いをしていただいてもですね、なかなか決定には至らないかと思っておりますので、事務局のほうでですね、配置、配分についてですね、腹案がございまして、そちらのほうを資料ですね今からお配りさせていただきます。農業委員の方のほうにですね少しお待ちになってください。

(資料配布)

議長  
(石井照久)

資料は全部は行きましたかね。よろしいですか。ここで副委員長ですね、役員になりますが、私のほうから報告させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。農地集積対策小委員会の副委員長、役員ですが中島浩司委員、左原三枝子委員です。続きまして、耕作放棄地対策小委員会の副委員長ですが、河津裕治委員、飯田隆委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長  
(石井照久)

よろしくお願いたします。

続きまして、議事日程の6番、報告です。事務局、お願いします。

報告第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

報告第2号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

議 長  
(石井照久)

次に7番、その他、事務局、お願いします。

(2) 6月戸別訪問集計について

(3) 8月現地調査

日 時 8月27日(木) 午前9時～

※調査委員のみ

(4) 8月定例総会

日 時 9月8日(火) 午後1時30分 会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

8月20日(木) 役員会

8月21日(金) 常設審議委員会(大分市)(会長)

8月24日(月) ウーマンアグリネットおおいた総会(別府市)

9月 8日(火) 新任委員研修(大分県農業会議)

(6) その他

- ・「7月分(7月20日以降分) 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・農業委員会公務災害補償制度への加入について
- ・委員証について
- ・各種団体委員等について

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。



以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年9月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 8 番

署 名 委 員 1 2 番